

平成22年国勢調査の実施に向けて(検討状況報告) (概要)

平成21年4月
総務省統計局

調査環境の変化と検討の方法

◆調査環境の変化

- 個人情報保護意識の高まり
- 調査への理解や協力意識の低下
- 不在世帯や接触困難な世帯の増加

◆検討の方法

- 外部有識者を交えた検討のため、「平成22年国勢調査の企画に関する検討会」(座長：堀部 政男 一橋大学名誉教授)を開催
- マンション関係、大学関係など調査の実施に関係の深い分野の団体の参加を得て「平成22年国勢調査関係者会議」を開催
- 各府省との意見交換のため、「平成22年国勢調査各府省連絡会議」を開催
- 調査方法等の実務に関し、具体的に検討するため、地方公共団体の参加を得て、「国勢統計実務検討会」を開催
- 試験調査による実地の検証(平成19年7月及び20年6月)

調査方法の検討(新たな調査方法の導入)

◆調査票の封入提出方式の全面導入

- 調査票の記入内容を調査員に見られたくないと考える世帯が増加したことを踏まえ、すべての世帯において、調査票を封筒に封入して提出する方式を導入

◆郵送提出方式の導入

- 日中不在がちな世帯や調査員に会いたくないと考える世帯でも調査票を円滑に提出できるよう、郵送による提出方式を導入
- 調査票の提出方法(調査員提出又は郵送提出)は、世帯が自由に選択
- 郵送提出方式の導入に伴い、調査票の回収を確実にを行うため、期限までに提出されていない世帯には調査員が訪問して調査票を回収

◆インターネット回答方式の導入(モデル地域)

- 将来、インターネット回答方式を全国に拡大させていく観点から、インターネット普及率が高く、かつ、単身世帯やオートロックマンション居住世帯などの接触困難世帯が多い地域を、モデル地域として選定し、インターネット回答方式を導入

◆調査結果の精度確保のための措置

- 封入提出方式の全面導入や郵送提出方式の導入に伴い、調査票の記入内容の正確性を確保するため、その確認・補完に住民基本台帳等の行政情報を活用

調査項目、集計結果の公表・提供の検討

◆調査項目

- 非正規雇用の拡大などの雇用者の就業実態を的確に把握するため、雇用者について、「正規の職員・従業員」、「派遣社員」、「パート・アルバイト」などの区分で把握
- 利用状況等を踏まえ、「家計の収入の種類」及び「就業時間」を廃止

◆利用者ニーズを踏まえた調査結果の公表・提供

- 利用者ニーズを踏まえ、非正規雇用を把握する統計の提供、年齢各歳別の高齢者人口の集計、平成12年国勢調査時点の旧市町村の境域による集計など、集計内容を充実
- ICTを活用した統計の提供を促進するため、データの収録形式や統計表の様式等をパソコン等で処理しやすく、使いやすい形に改善

調査の実施環境の整備

◆個人情報保護と報告義務に関する周知

- 統計法によって個人情報厳格に保護されていること、すべての人に報告義務があることなどに重点を置いて広報を実施

◆調査員の確保対策

- 封入提出方式の全面導入や郵送提出方式の導入による調査員の負担軽減、適正配置等により調査員を確保

◆国勢調査実施本部の設置

- 関係部局との連携強化のため、「平成22年国勢調査実施本部」を設置（21年10月～）

◆国勢調査協力者会議の開催

- マンション関係、大学関係などの分野に加え、経済界など幅広い分野の関係各団体との連携・協力を図るため、「平成22年国勢調査協力者会議」を開催（21年10月～）

今後の予定

◆試験調査の実施

平成21年6月 第3次試験調査を全都道府県において実施

◆統計委員会への諮問

平成21年6月 平成22年国勢調査実施計画案を統計委員会に諮問（予定）

◆平成22年国勢調査の実施

平成22年10月1日 平成22年国勢調査を実施

この資料は、総務省統計局の国勢調査ホームページ

(<http://www.stat.go.jp/data/kokusei/2010/kentouhoukoku/index.htm>)でご覧になれます。

平成22年国勢調査の実施に向けて
(検討状況報告)

平成21年 4 月

総務省統計局

総務省統計局では、平成 22 年 10 月 1 日に実施する国勢調査の円滑かつ正確な実施に向け、「平成 22 年国勢調査の企画に関する検討会」(座長：堀部 政男 一橋大学名誉教授)における議論や地方公共団体の意見等を踏まえ、調査方法等について検討を重ねてきました。

この報告は、平成 22 年国勢調査の実施に向けて、現段階の検討状況を取りまとめたものです。

今後、本報告における検討を更に具体化し、本年 10 月を目途に実施計画を確定することとしています。

この報告は、総務省統計局の国勢調査ホームページ

(<http://www.stat.go.jp/data/kokusei/2010/kentouhoukoku/index.htm>)

でご覧になれます。

目 次

はじめに	1
第 1 国勢調査の意義とその役割	
1 国勢調査の意義・役割	2
2 国勢調査を全数調査として行う必要性	2
3 国勢調査を実地調査により行う必要性	3
第 2 調査環境の変化と検討の視点	
1 調査環境の変化	4
2 検討の視点	4
3 検討の方法	5
第 3 調査方法の検討	
1 調査票の配布の円滑化	7
2 調査票の封入提出方式の全面導入	7
3 郵送提出方式の導入	8
4 インターネット回答方式の導入(モデル地域)	10
5 調査結果の精度確保のための措置	12
第 4 調査項目、集計結果の公表・提供の検討	
1 調査項目と選択肢	13
2 利用者ニーズを踏まえた調査結果の公表・提供	16
3 調査結果の公表・提供の早期化	19
第 5 調査の実施環境の整備	
1 個人情報保護と報告義務に関する周知	21
2 調査員の確保対策	23
3 国勢調査実施本部の設置と庁内協力体制の整備	24
4 国勢調査協力者会議の開催	25
おわりに	25
付 1 平成22年国勢調査の実施に向けたスケジュール	
付 2 国勢調査の調査項目の変遷(大正9年調査～平成22年調査(案))	
付 3 平成22年国勢調査の集計体系(案)	
参考 平成22年国勢調査の実施に向けた検討の方法	

はじめに

国勢調査は、我が国の各地域で、どのような人がどのような活動をしているか、どのように暮らしているかといった人口や世帯の姿を明らかにする国の最も基本的な統計調査です。国勢調査の結果は、国や地方公共団体における各種行政施策の基礎資料として利用されるほか、経済活動、学術・研究、教育など社会・経済の幅広い分野で利用されています。また、国勢調査の結果は、国際社会でも注目されるものです。このため、国勢調査は、国際的な基準に沿った方法・内容により、精度の高い統計を提供することが求められています。

国勢調査の重要性については、国会においても指摘されています。平成19年の第166回国会(常会)において新たな統計法が可決・成立しましたが、その採決の際、衆議院総務委員会において、「国勢調査については、引き続き精度の高いデータが得られるよう、国民意識や社会経済情勢の変化、情報通信関連技術の進展等を踏まえ、調査方法の見直しを進めるとともに、国勢調査の目的及び重要性について国民への周知を徹底すること」との附帯決議が付されました。また、参議院総務委員会においても、同様の附帯決議が付されました。

国勢調査において精度の高い結果を得るためには、関係各方面の方々のご協力を得て改善を重ねていく必要があります。平成17年に実施された前回の国勢調査においては、個人情報保護に関する国民意識の変化、生活様式や居住形態の多様化などを背景として、調査員が世帯と接触できない事例や世帯からの協力が得にくい事例が増大するなど、様々な課題が発生しました。このため、総務省統計局では、国勢調査の調査方法等の改善に関して外部の有識者から提言をいただくため、平成18年1月から「国勢調査の実施に関する有識者懇談会」(座長：竹内啓 東京大学名誉教授)を開催しました。この有識者懇談会の提言は、同年7月に報告書として取りまとめられ、公表されました。

この提言を踏まえ、具体策を検討するため、平成18年11月から「平成22年国勢調査の企画に関する検討会」(座長：堀部政男 一橋大学名誉教授)を開催し、現在まで11回の会議を重ねてきました。これと並行して、調査の実務を担う地方公共団体とともに、調査方法、調査項目、環境整備など、幅広い課題について詳細な検討を行ってきました。この過程では、平成19年7月と20年6月の2回にわたり試験調査を行い、実地に検証を行いました。

本報告は、平成22年国勢調査の実施を1年半後に控え、これまでの検討や実地検証に基づき、現段階における次回調査の実施に関する検討状況を取りまとめたものです。今後、本報告における検討を更に具体化し、本年10月を目途に、平成22年国勢調査の実施計画を確定することとしています。

第1 国勢調査の意義とその役割

1 国勢調査の意義・役割

国勢調査は、我が国の人口や世帯の実態を把握し、国や地方公共団体の各種の行政施策の基礎資料を得ることを目的として5年ごとに実施している国の最も基本的な統計調査です。国勢調査の結果は、公正な行政を行うため、衆議院の選挙区の画定基準、地方交付税の交付金額の算定基準など、多くの法令に利用が規定されています。また、法令上の利用のほか、国や地方公共団体における様々な行政施策の立案・推進・評価においても広く活用されています。統計法(平成19年法律第53号)第5条には、このような国勢調査の重要性にかんがみ、総務大臣にその実施を義務付ける規定が定められています。

国勢調査の結果は、公的部門だけではなく、民間企業等でも将来の需要予測や店舗等の立地計画など企業経営にも幅広く活用されています。また、大学等の学術・研究機関では、社会・経済の実態や動向に関する実証的な研究などに広く利用され、それに基づいて政策提言などが行われています。

このように、国勢調査は、国民が国や地域社会の実態を知り、その将来の姿を計画していくために必要とされる最も基本的な統計情報を提供するものであり、社会の発展を支える情報基盤としての役割を果たすものと言えます。

とりわけ平成22年国勢調査は、我が国の人口構造が大きく変化する中で、社会・経済の諸課題を解決するための重要な役割を果たすことが期待されています。我が国では、現在、世界に類を見ない急速な高齢化、低い出生率とそれに伴う生産年齢人口の減少、産業・職業の就業構造の変化、都市圏への人口集中と地方圏からの人口流出、国際化に伴う外国人の増加など、人口に関する社会的・経済的な課題が山積しています。このような様々な諸課題に適切に対応していくためには、信頼度の高い統計は、全国レベルでも地域レベルでも欠くことのできないものです。

国勢調査は、日本だけでなく、世界の多くの国々でも実施されています。国連では、世界各国に対して「2010年ラウンド世界人口センサス計画」への参加を提唱しており、我が国の平成22年国勢調査も、その一環として位置付けられるものです。

以上のような国勢調査の意義・役割に照らし、平成22年国勢調査を従来にも増して正確かつ円滑に実施し、国や地域の問題への取組など、広く社会に役立つ統計を提供する必要があります。

2 国勢調査を全数調査として行う必要性

国勢調査の結果には、全国の実態を把握する統計だけでなく、市区町村や更に細かい地域の実態を把握する統計も必要とされています。このような小地域に関する統計は、標本調査から作成するには限界があるため、国勢調査

は全数調査による必要があります。

また、標本調査は、速報性が求められる統計には適していますが、クロス集計を詳細に行うと標本誤差が大きくなるため、詳細な統計の作成には限界があります。社会・経済の構造変化を詳細に把握するためにも、国勢調査を5年に1度の全数調査として行う必要があります。

国勢調査から得られる統計は、それ自体が利用価値の高いものですが、同時に他の統計調査の基盤ともなるものです。国勢調査による人口は、毎月の最新の人口や将来人口の推計の基礎データとして欠くことのできないものです。また、国民経済計算などの加工統計でも、推計の基準となる人口は国勢調査の結果を基にしています。さらに、例えば、労働力調査、国民生活基礎調査などの個人・世帯に関する多くの標本調査は、国勢調査のデータを用いて標本設計が行われており、他の統計調査の設計を行うためにも、国勢調査は全数調査として行う必要があります。

このように、国勢調査は、統計調査の体系を合理的かつ効率的に整備するための中心的な存在であることから、詳細な統計が提供できるよう全数調査として実施する必要があります。

このため、国勢調査については、統計法第5条において、「総務大臣は、本邦に居住している者として政令で定める者について、人及び世帯に関する全数調査を行い、これに基づく統計（以下この条において「国勢統計」という。）を作成しなければならない。」と規定されています。

3 国勢調査を実地調査により行う必要性

国勢調査は、我が国の人口や世帯を居住の実態に即して明らかにすることを目指すので、実地に調査を行う必要があります。特に、住民に身近な行政サービスを担っている市町村において、児童福祉対策、高齢者対策、地域の整備計画や防災計画などを策定する際には、住民の居住実態に即した正確なデータが必要となります。

人口や世帯数などある程度のデータは、住民基本台帳などの行政情報から得ることも可能です。しかし、住民基本台帳などの行政情報は、国勢調査とは趣旨・目的や収集方法などを異にしており、これをもって国勢調査に代えることはできないため、実地に調査を行う必要があります。

住民基本台帳には、氏名、生年月日、性別、住所などの限られた情報しかなく、その他の行政情報を合わせたとしても、国勢調査において必要とする統計情報を得ることはできません。

仮に、その他の行政情報を合わせて不足する統計情報を補おうとする場合、異なる行政情報間の個人情報と結合する必要がありますが、現状では、氏名などを基に正確に結合することは容易ではなく、また、国民

のコンセンサスを得ることも困難と考えられます。

このため、国勢調査は、今後も実地調査により行う必要がありますが、行政情報を活用することは、実地調査の効率化や統計の精度向上に向けた方策として有用であると考えられます。

第2 調査環境の変化と検討の視点

1 調査環境の変化

平成22年国勢調査は、約1億2700万人、約5000万世帯を対象に実施し、調査員を始めとする調査関係者が100万人に及ぶことが見込まれるなど、極めて規模の大きな統計調査です。

このような平成22年国勢調査は、これまでも増して厳しい環境の中で実施せざるを得ないことが懸念されます。具体的には、個人情報保護意識の高まりや、統計調査に対する理解や協力の意識の希薄化のほか、高齢者や女性単身者の防犯意識の高まり、共働き世帯や単身世帯などの不在世帯の増加、オートロックマンションやワンルームマンションの増加などにより、調査員が接触することが困難な世帯の増加が予想されます。これらに加えて、自治会等の地域コミュニティ機能の低下や調査員の調査活動中の世帯とのトラブル発生への危惧などにより、調査員の確保は従来にも増して困難になっていると考えられます。

平成22年国勢調査の実施に当たっては、このような環境の中で、調査に対する理解と協力を得て、正確かつ円滑に調査を実施する必要があります。このため、このような調査環境の変化に応じた新たな調査手法の開発や調査項目の見直し、実施環境の整備などを検討する必要があります。

また、我が国の人口構造が大きく変化する中で、社会経済の変化に対応した行政施策を的確に推進するため、少子化や高齢化に関する結果表章や就業構造の変化に対応した結果表章の充実、外国人に関する地域表章の拡充、市町村合併に対応した旧市町村別結果の作成などが要請されています。これらの結果の提供に当たっては、情報通信技術(ＩＣＴ)の進展を踏まえ、インターネットなどによる利用の増加への対応が求められています。

2 検討の視点

平成22年国勢調査の検討に当たっては、このような環境の変化に対応し、調査への理解と協力の確保、調査の正確かつ円滑な実施などの視点から行う必要があります。

このため、次の基本的視点に沿って調査方法等の検討を行いました。

(1) すべての人の理解と協力が得やすい調査とすること

国勢調査により作成される統計は、高い精度を確保することが不可欠です。そのためには、世帯の方々が、漏れなく正確に調査票に記入し、それを確実に提出することができるよう、回答しやすく、提出しやすい調査方法とすることが必要です。

(2) 調査業務が円滑に遂行できること

調査業務の円滑な遂行は、国勢調査の成否に関わる重要なポイントです。国勢調査では、市町村の推薦により数多くの調査員を任命していますが、これらの調査員により、所定の方法に従って決められた期限内に確実に調査活動が行われる必要があります。また、市町村においては、回収された調査票の整理、記入内容の審査などの事務が行われますが、これらの定められた事務が確実に行われる必要があります。このような観点から、市町村における事務の円滑な遂行や必要な要員の確保などに配慮した実施方法や体制とすることが必要です。

(3) 有用で精度の高い調査結果を利用しやすい形で提供すること

精度の高い調査結果を得るためには、調査票の記入漏れなどが生じた場合も想定し、その対応方法を事前に検討することも必要です。また、利用者のニーズに対応した結果表を充実させるとともに、調査結果の利活用が容易となるような環境を整備することが必要です。

(4) 業務の効率性の維持・向上を図ること

これらの視点から、新たな調査手法やシステムの導入などを図る場合、現下の厳しい財政状況の下、効率的かつ効果的な経費の執行に努めなければなりません。これまで、我が国の国勢調査は、他の主要先進国に比べて低コストで効率的に行われてきました。平成22年国勢調査についても、引き続き効率性の維持・向上に努めることが必要です。

3 検討の方法

(外部有識者を交えた検討)

「国勢調査の実施に関する有識者懇談会」の提言(平成18年7月)を踏まえ、次回調査の企画に向けた具体的かつ専門的な検討を行うため、平成18年11月から「平成22年国勢調査の企画に関する検討会」(座長：堀部政男 一橋大学名誉教授)を開催しています。この検討会は、これまで11回にわたって開催し、新しい調査方法や調査事務などに関して、試験調査を通じた検証やそれを踏まえた対応策の検討、調査項目の見直しの検討などを行っています。

(関係団体等との検討)

平成22年国勢調査を正確かつ円滑に実施できる体制の整備を図るため、調

査の実施に関係の深い分野の団体の参加を得て、平成19年10月から「平成22年国勢調査関係者会議」を開催しています。これまでの国勢調査では、オートロックマンションやワンルームマンションの居住者、外国人、学生を中心とする若年者などと接触することが難しい状況にありました。このため、同会議では、マンション関係、外国人関係、大学・教育関係などの各分野の団体の参加を得て、平成22年国勢調査の実施に向けての検討状況の情報提供、関係団体との相互理解の促進を図っています。

(各府省との検討)

平成22年国勢調査の実施に向けて、調査項目や集計事項に関する要望を把握するとともに、調査への協力を確保するため、各府省の参加を得て、平成20年6月から「平成22年国勢調査各府省連絡会議」を開催しています。さらに、意見・要望をより詳細に聴取するため、必要に応じて関係府省と意見交換を行っています。

(地方公共団体との検討)

平成22年国勢調査の正確かつ円滑な実施に向け、実地調査を担う地方公共団体とともに、調査方法や調査事務などの調査の実務に関する諸問題について検討を行うため、平成19年5月から10回にわたり「国勢統計実務検討会」を開催しています。このほか、様々な人口規模の地方公共団体と個別に意見交換を行っています。

(試験調査による検証)

平成22年国勢調査に向け、新たな調査方法の有効性、結果精度に及ぼす調査項目の見直しの影響などについて、実地に検証を行うことを目的として、平成19年7月に第1次試験調査を、20年6月に第2次試験調査を、それぞれ実施しました。

平成21年6月には、最終的に想定している実施方法に基づき、全都道府県(県庁所在都市・政令指定都市)において、第3次試験調査(フルドレスリハーサル)を実施する予定です。

第3 調査方法の検討

これまで国勢調査では、調査員が各世帯を訪問して調査票を配布し、後日再び訪問してこれを回収する方法により調査を実施してきました。これは、調査員が世帯を訪問することによって、その場所に世帯が実際に居住しているという事実を確認するとともに、期限内に確実に調査票を回収することが

できるという利点によるものです。

しかし、平成 17 年国勢調査では、調査票の配布・回収時に調査員が接触できない世帯や、日本語での会話が困難な外国人の増加など、調査実施上の問題が都市部を中心に顕在化してきました。また、調査員は、記入漏れなどを防止する観点から、調査票の回収時に調査票の記入内容を確認していましたが、調査員に調査票を見られたくないと考える世帯が増えてきたため、このような形での調査票の回収が円滑に行いにくくなってきました。

このような問題は、平成17年国勢調査に特有の一時的なものではなく、今後更に多くの地域に広がっていくものと考えられます。このため、調査方法については、調査票の配布・回収の方法を中心に検討しました。

1 調査票の配布の円滑化

国勢調査では、調査員が、担当する調査区内のすべての世帯を訪問し、世帯の居住を確認した上で調査票を配布し、記入を依頼しています。その際、調査票の配布・回収を確実にを行うため、調査票を配布した世帯を一覧表に整理・記録し、市町村に報告しています。

この方法は、対象世帯を漏れや重複なく把握し、世帯に確実に調査票を配布・回収する上で最も有効な方法であると考えられることから、今後も基本的に維持することとします。

しかし、平成 17 年国勢調査では、都市部を中心に、不在等の理由により世帯との接触が困難な事例が増加しました。また、調査員が世帯から、調査票の調査項目でもある男女別の世帯員数を聴取することに対して、抵抗感が強まってきました。このような世帯においては、再訪問や説得などのために、調査員の事務負担が大きくなりがちでした。

このような状況に対応し、調査員がより円滑に活動できるようにするため、平成22年国勢調査では、調査票配布時に調査員が世帯から聴取する項目は、「世帯主又は代表者の名字」、「所在地(番地・号など)」及び「(その世帯に必要な)調査票枚数」のみとします。

また、このような聴取が円滑に行われるよう、調査員がこれらの項目を世帯から聴取する旨を、世帯に事前に周知することとします。

2 調査票の封入提出方式の全面導入

平成17年国勢調査では、世帯が希望すれば、記入した調査票を封筒に入れて提出することができました。

封入提出された調査票は、調査員が開封することなく市町村に提出されるので、調査員に調査票の記入内容を見られることはありませんでした。一方、調査票の記入方法について質問したり、調査票の記入内容の確認を希望する

場合には、世帯は、調査票の提出時に調査員に質問し、確認を求めることもできました。

しかし、平成17年国勢調査では、調査票の記入内容を調査員に見られたくないとする世帯が増加し、調査員による調査票の回収に困難を伴う事例も見られるようになりました。このような中で、調査票の封入提出の割合は、平成17年国勢調査で46%に達しており、平成22年国勢調査では50%を超える可能性が高いものと見込まれます。

このため、平成22年国勢調査では、原則として、すべての世帯が調査票を封筒に入れて提出する方式を導入することとします。また、調査員は、調査票の記入内容の確認を行わずに、封をしたまま市町村に提出することとします。ただし、調査票の回収時に、高齢者世帯などから調査票の記入内容の確認を求められた場合には、調査票を受け取ってその内容を確認することも可能とします。

この封入提出方式の全面導入に伴い、調査票の記入内容を調査員が世帯に確認することができなくなります。このため、調査票に漏れなく正確に記入することについての世帯への周知の方法や、封入提出された調査票に記入漏れがあった場合の対応などについて、今後更に検討することとしています。

3 郵送提出方式の導入

平成17年国勢調査では、生活様式の多様化に伴い、共働き世帯や単身世帯を中心とする不在世帯の増加や、小売業や飲食店の深夜営業の拡大を背景とする深夜就業者の増加など、調査員が世帯と日中会えない事例が見られるようになりました。また、個人情報保護意識の変化に伴い、調査票の記入内容を調査員に見られたくないとする世帯や、顔見知りの調査員に調査票を提出したくないとする世帯が増加し、調査員が世帯から調査票を回収できない事例も見られるようになりました。

このため、平成22年国勢調査においては、日中不在がちな世帯や調査員に会いたくないとする世帯であっても、調査票を円滑に提出することができるよう、郵送による提出方式を導入します。

この検討の一環として、平成22年国勢調査の第2次試験調査において、世帯が調査票を調査員に提出するか、郵送により提出するか、どちらの提出方式を選択するかを検証しました。この結果、調査票を調査員に提出した世帯の割合と郵送により提出した世帯の割合は、ほぼ同じでした。また、地域の郵便事情等から、調査員に直接提出することを希望する世帯が存在することもあると考えられます。

このため、平成22年国勢調査においては、調査票を調査員に提出するか、郵送により提出するかの選択は、世帯の自由な判断に委ねることとします。

なお、地域の郵便事情や世帯の居住環境の状況に応じて、市町村がいずれかの提出方法を勧めることもあります。

(フォローアップ回収と督促)

調査票の郵送提出方式の導入に伴い、調査票の回収を確実に行うため、期限内に調査票の提出が確認できない世帯に対する催促等を行うこととします。

まず、調査票の提出を促進するため、調査員は、調査票の回収期限内に『調査票の提出はお済みですか』(確認状)を配布することとします。

また、回収期限を過ぎても調査票が提出されていない世帯(未提出世帯)があった場合には、調査員は未提出世帯を訪問し、調査票を回収します(以下「フォローアップ回収」という。)。この場合、未提出世帯が不在等により面接できないときには、調査票等とともに『調査票提出のお願い』(督促状)を当該世帯の郵便受けに入れるなどして配布し、調査票の郵送提出を依頼します。

諸外国の調査方法及び予算

国連が2007年に採択した「人口・住宅センサスのための原則と勧告」においては、特定時点の人口の状況を把握するためには、調査員が各戸を訪問して調査する方法は他に代え難い方法とされ、とりわけ国勢調査結果が選挙区の画定や国費の地域配分などに利用されるような場合には、適切な方法であるとされています。このため、世界では、多くの国がこの方法によって国勢調査を行っています。

以下では、アメリカとイギリスについて、その調査方法と予算の概要を紹介します。

(アメリカの国勢調査の調査方法と予算)

(1) 調査方法

アメリカの2000年国勢調査では、全国の世帯のうち、79.8%の世帯は、調査票の配布・回収共に郵送による方法で行われ、19.0%の世帯は、調査票の配布は調査員により、回収は郵送による方法で行われました。残りの1.2%の世帯は、農村地域やインディアン地域など、郵送によることが難しい地域の世帯であるため、調査員による聞き取り調査により行われました。

郵送により調査票を配布するため、国勢調査の実施に先立ち、すべての住宅の住所リストが作成され、このリストを用いて調査票が発送されました。この郵便のあて先には、氏名ではなく住所のみが記載されました。

郵送による配布を漏れなく重複なく行うためには、住所リストを正確かつ完全に整備することが不可欠となります。仮にこのリストに漏れや誤りがあれば、その場所に居住する人は調査から漏れる可能性が高くなります。このように住所リストの精度は国勢調査の結果精度を大きく左右するものであることから、アメリカでは、調査の2年前から、様々な情報源を用いてリストの整備を入念に行っています。

アメリカの2000年国勢調査における郵送による回収率は、67%でした。残りの世帯については、調査員が世帯を訪問して回収しており、この回収・督促には相当の人員やコストを要したとのことです。

(2) 所要経費

2000年国勢調査に要した経費は、試験調査などの準備段階から、本調査、データ処理、結果公表など一連の業務をすべて含め、約65億ドルでした。これを日本円に換算すると、約7,000億円(2000年の為替レート。1ドル=108円)となります。アメリカの総人口は約2億8,000万人でしたので、人口一人当たり約2,500円となります。

ちなみに、日本の2000年国勢調査の事業予算(実績)は、総額約760億円であり、これを人口一人当たりになると、約600円となります。日本とアメリカとでは、予算額の対象とする範囲に相違があるため、単純な比較は難しいところですが、そのような差異を考慮しても、日本の国勢調査は、アメリカに比べ相当程度低コストで実施されているものと考えられます。

(イギリスの国勢調査の調査方法と予算)

(1) 調査方法

イギリス(イングランド及びウェールズ)の2001年国勢調査は、調査票の配布は調査員により、回収は郵送による方法で実施されました。調査票の配布は、調査期日(4月29日)前の約3週間で行われ、一人の調査員は、平均約400世帯に調査票を配布しました。また、郵送による回収期限は、調査期日の約10日後とされ、約88%の調査票が郵送で提出されたとのことです。その後、約10日間かけて調査員による督促・フォローアップ回収が行われました。

(2) 所要経費

国勢調査の実施に要した経費の総額は約2億1,000万ポンドでした。これを日本円に換算すると、約367億円(2001年の為替レート。1ポンド=175円)となります。この金額は、イギリス(イングランド及びウェールズ)の人口一人当たり約705円となり、日本の一人当たり約600円をやや上回っています。

4 インターネット回答方式の導入(モデル地域)

インターネットの急速な普及に伴い、統計調査を効率的に実施するための方法として、インターネットを活用した回答方式が注目されています。インターネット回答方式の導入は、回答者の利便性の向上、回答率の向上、記入内容の正確性の即時チェック、調査事務の軽減、データ処理の効率化などの効果を期待できます。

また、統計調査の実施上の課題として、調査員が世帯と接触できない事例や世帯から協力を得られにくい事例などが挙げられますが、インターネット回答方式の導入により、このような世帯の回答率の向上や利便性の向上に資することができれば、調査環境が変化する中で、これまでにない有効な手段

になると考えられます。

これまでのところ、我が国では、事業所や企業を対象とする幾つかの統計調査においてインターネット回答方式が導入されています。一方、世帯を対象とする統計調査においては、紙の調査票のほうをより手軽に感じる世帯も多く、一部の統計調査において試行的に導入されている段階です。これらの統計調査におけるインターネット回答率は、いずれも3%～5%程度となっています。また、平成22年国勢調査の第2次試験調査において検証した結果、そのインターネット回答率は2%でした。

しかし、平成22年国勢調査では、調査の広報も実施され、また、封入提出方式の全面導入や郵送提出方式を導入することとしていますので、従来にも増して注目を集める機会も多く、過去に実施した世帯を対象とする統計調査に比べ、インターネット回答率が高まる可能性も考えられます。

平成22年国勢調査においては、世帯からの調査票の提出は、調査員への封入提出か、郵送提出か、のいずれかの方法を選択することができることとなります。しかし、共働き世帯や単身世帯などの中には、調査員と面接する時間をつくるのが困難な事例もみられ、また、世帯の中には、ポストに投函する手間を惜しむ人たちがいることも考えられます。このような世帯がインターネットを利用して回答することとなれば、調査票の回答率が上がり、調査員の負担軽減に寄与することも考えられます。

インターネット回答方式の導入に当たっては、それにより得られるこのようなメリットとそれに要するコストとを比較考量して判断することが必要です。

インターネット回答方式の導入に対応するためには、わかりやすい操作ガイド等の書類を作成したり、操作中の疑問やトラブルに対する専門の対応窓口を設けたりする必要があります。また、ログインのためのパスワードの管理などの機密保持のための厳しいセキュリティ管理、システムダウンのようなトラブルを防止するためのリスク管理も必要となります。このように、様々な課題に対応した体制を整備する必要があります。

特に、システム面においては、一般に想定される最大のアクセス数を踏まえ、なお余裕のある設計とすることが必要です。仮に、約5000万世帯のすべてを対象としてインターネット回答方式を導入した場合、試みにアクセスしてみるケースも考えられ、想定を大幅に上回るアクセスが短時間のうちに集中的に発生する可能性も否定できません。このような事態が生じた場合、システムがダウンする危険もあり、結果として世帯から回答が得られなくなるおそれがあります。

このように、1億2千万人を超える人口を有する我が国の国勢調査において、当初からすべての世帯を対象としてインターネット回答方式を導入しよ

うとすると、予見できない要素によるリスクやコストが極めて大きくなるものと考えられます。

このため、平成22年国勢調査においては、将来、インターネット回答方式を全国に拡大させていく観点から、一つのモデル地域を選定して、これを導入することとします。

そのモデル地域としては、世帯へのインターネット普及率が高い地域であること、調査員との接触に困難を伴う共働き世帯や単身世帯の割合が高い地域であること、同様にオートロックマンションやワンルームマンションなどの共同住宅に居住する世帯の割合が高い地域であること、などを主な要件として、選定することが効果的であると考えられます。これにより、調査が困難な事例の改善に寄与することが期待できます。

なお、インターネット回答方式を選択できる世帯とできない世帯とが隣接したり、混在したりすると、無用のトラブルを生じるおそれもあることから、インターネット回答方式は、都道府県のような地方公共団体の単位の地域に導入する方向で検討することとします。

5 調査結果の精度確保のための措置

(住民基本台帳等の行政情報の活用)

平成17年国勢調査においては、聞き取り調査を行った世帯の増加などから、調査票の記入漏れや記入誤りなどが増加しました。また、共働き世帯や単身世帯を中心とする不在世帯が増加する一方、自治会等の地域コミュニティ機能の低下などにより、聞き取り調査さえ十分に行えない事例が発生しました。このため、平成22年国勢調査では、封入提出方式の全面導入や郵送提出方式の導入を予定していますが、これらの方式では、従来、調査員が行っていた回収時の記入漏れや記入誤りなどの確認を行うことができなくなります。

このような状況においても、引き続き精度の高い調査結果を得るためには、市町村の審査段階において世帯に記入内容を確認することが非常に重要となります。しかし、世帯が不在等のため、確認することができないことも想定されることから、住民基本台帳等の行政情報を利用して記入内容を補完することが必要となります。

住民基本台帳については、住民基本台帳法第1条に「住民に関する事務の処理の基礎とする」と定められており、この規定に基づき市町村の事務に利用することができます。

このことから、市町村における調査票の審査段階において、世帯から提出された調査票に記入漏れなどがある場合や、聞き取り調査によって作成された調査票の確認・補完に他の適切な方法がない場合には、調査票の記入内容の正確性を確保するため、住民基本台帳等の行政情報を利用し、調査票の確

認・補完を行うこととします。

(統計法に基づく関係者への質問等)

国勢調査では、オートロックマンションなど世帯の居住状況の把握が困難な事例や不在により世帯との接触が困難な事例などにおいて、調査票の回収を行うことができなかった場合には、聞き取り調査を行います。しかし、聞き取り調査によっても、不在世帯の状況を十分に確認することができないことになれば、正確な統計の作成に懸念が生じることにもなりかねません。このため、平成22年国勢調査では、聞き取り調査を更に補完する取組を考えることも必要です。

統計法では、国勢調査を始めとする基幹統計調査は、正確な報告を求めるため必要があると認められるときは、関係者に質問することができると定められています。

平成22年国勢調査においては、世帯からの回答を得られず、聞き取り調査を実施しても、また、市町村が利用可能な行政情報を活用しても、なお調査票の記入漏れが十分に補完されない場合には、統計法の規定に基づき、マンションの管理会社等の関係者に質問することを想定し、その具体的な方法について検討することとします。

第4 調査項目、集計結果の公表・提供の検討

我が国では、人口減少や少子・高齢化、国際化など、社会・経済の様々な変化が進行しており、行政にはこれらの変化に対応した施策を的確に推進することが求められています。このような状況の中で、国勢調査には、全国や地域の人口・世帯の構造やその変化を的確に把握することが求められています。

国勢調査の調査項目は、このような行政上の必要性や利用者のニーズを踏まえて設定する必要がありますが、一方では、記入者の報告負担や調査票紙面の制約も考慮しなければならず、また、統計の国際的な比較可能性等の観点も考慮することが必要です。

平成22年国勢調査では、このような観点から、調査項目を見直すとともに、調査結果の提供方法についても、利用者のニーズに対応した改善を図ることとしています。

1 調査項目と選択肢

総務省統計局では、平成19年7月から、各府省、地方公共団体、有識者等の意見・要望を聴取しました。

その結果、平成22年国勢調査に向け、調査の理解と協力を得て引き続き精度の高い調査結果を提供するため、次のとおり、調査項目の変更や廃止、記入方法の改善などの検討を進めています。

（「従業上の地位」における非正規雇用等の把握）

我が国では、産業構造の変化や就業形態の多様化の中で、若年層の非正規雇用の拡大への対応や中高年齢者の定年後の再雇用など、雇用をめぐる様々な課題があります。雇用に関する諸施策を推進する上で、就業者の実態を正確に把握することが必要です。

このための調査項目として、従来から、雇用者や自営業主などの「従業上の地位」を把握していました。このうち、雇用者については、「常雇」と「臨時雇」の二区分を把握していましたが、派遣労働者を始めとする非正規雇用の拡大など、多様化する近年の雇用形態の実態を的確に把握するためには、これに代えて、他の雇用統計において定着してきた区分である「正規の職員・従業員」、「派遣社員」、「パート・アルバイト」などの区分とすることが適当と考えられます。

なお、派遣労働者については、派遣先で従事している事業所及び事業の内容について記入を求めることとします。これにより、各産業に従事している派遣労働者の人数を併せて把握することが可能となります。

（「家計の収入の種類」の廃止）

「家計の収入の種類」は、昭和35年国勢調査において、世帯の収入源の多様化に伴う集計の充実を図るために追加されたものです。しかし、現在では、家計調査、全国消費実態調査、就業構造基本調査など、世帯の収入や個人の仕事からの収入などを把握する統計が整備されてきています。これらの統計によれば、高齢者の生活実態の分析など、収入に関連する様々な目的の分析が可能です。このことから、近年、この調査項目の利用状況は、他の調査項目と比べて低下しており、全数調査でこの調査項目を把握する必要性は乏しくなっているものと考えられます。

また、この調査項目については、「記入したくない」と考える世帯の割合が極めて高くなっており、世帯の忌避感が他の回答に対して影響を及ぼすおそれもあります。

このようなことから、平成22年国勢調査では、「家計の収入の種類」を廃止することとします。

（「就業時間」の廃止）

「就業時間」は、就業形態の多様化等を的確に把握するため、平成12年国

勢調査で追加されたものです。当時、正規・非正規雇用の実態について把握することが求められていましたが、統計として確立した統一的な定義がなかったことから、従業上の地位の「雇用者」を「常雇」と「臨時雇」の二区分にした上で、新たに「就業時間」を追加し、これらを組み合わせて集計することにより、非正規雇用などの多様な就業形態の実態を把握することとしました。

しかし、その後、雇用者の正規・非正規のとらえ方については、他の統計調査における経験から、「正規の職員・従業員」、「パート・アルバイト」などの区分が分析の上で有用であることが明らかになってきました。

このような状況を踏まえ、上述のとおり、平成22年国勢調査においては、「常雇」と「臨時雇」に代え、「従業上の地位」において非正規雇用等を把握することとしましたが、これに伴い、組み合わせて利用されていた「就業時間」については廃止することとします。

なお、「就業時間」については、個人・世帯を対象とする労働力調査や就業構造基本調査、事業所・企業を対象とする毎月勤労統計調査や賃金構造基本統計調査において、把握されており、統計情報の代替性が確保されています。

(「住宅の床面積」の実数記入方式から選択肢方式への変更)

国勢調査は、諸外国では「人口・住宅センサス(Population and Housing Census)」と呼ばれているように、住居の実態を把握することも重要な目的の一つです。このため、我が国の国勢調査でも、昭和25年から、住宅の広さを表す尺度として「居住室の畳数」を把握しており、その後、平成2年国勢調査からは「住宅の床面積の合計」を把握してきました。

しかし、住宅の床面積の合計を正確に回答することは必ずしも容易ではなく、この調査項目を回答しづらいと感じる世帯の割合が高いことが判明しています。

このため、これまでの2回の試験調査において、住宅の床面積を選択肢方式に変更して検証を行い、良好な結果を得ました。これを踏まえ、平成22年国勢調査では、「住宅の床面積の合計」を実数記入の方式から選択肢方式に変更することとします。

なお、選択肢の区分は、結果表章に必要とされる最も詳細な区分とします。

(「勤め先・業主などの名称及び事業の内容」と「本人の仕事の内容」の継続)

「勤め先・業主などの名称及び事業の内容」と「本人の仕事の内容」は、産業別や職業別の就業者数を把握するために必要な調査項目です。これらの

調査項目は、標準分類に基づく符号を付して集計されます。

産業及び職業の標準分類は、我が国の統計すべてに共通して適用される統計基準です。これに従うことにより、異なる統計の間での相互比較や加工計算などを正確に行うことができます。仮に、統計ごとに異なる分類基準を用いると、例えば、ある産業についての一人当たりの生産額を計算する場合に、分母と分子とで対象とする産業の範囲が異なり、正確な数値が得られなくなるなどの支障が生じることになります。

この標準分類には、産業小分類で約530分類、職業小分類で約360分類もの区分があり、個人ごとに適切な分類に区分するためには、これを熟知した専門の職員が処理する必要があります。一方、この調査項目は、世帯にとって記入しづらい項目の一つです。

このため、平成22年国勢調査の第1次試験調査において、「勤め先・業主などの名称」を削除した場合に適切に産業小分類の符号を付することができるか、また、世帯が自ら産業・職業大分類を判断して正確に記入することができるかを、それぞれ実地に検証しました。その結果、「勤め先・業主などの名称」は、産業・職業小分類の正確な符号を付す上で必要不可欠な情報であること、また、世帯が判断した産業・職業大分類の符号と専門職員が正確に処理した符号とを比較するなどした結果、世帯による産業・職業大分類の符号では正確性の確保が困難であることが改めて明らかになりました。

産業及び職業に関する集計結果は、国勢調査の結果の中でも利用ニーズの高いものであり、今後も継続して集計することを要するものであることから、その正確性を確保するために、平成22年国勢調査においても、この項目とその記入方法は従来どおり維持することとします。

(その他の調査項目)

人口減少社会に転じた我が国においては、地域別の将来人口の推計精度を更に高めることが求められています。この推計においては、人口移動の統計が必要で、国勢調査においては「5年前の住居の所在地」を調査しています。この調査項目は、従前から西暦年の末尾が0の年に行われる大規模調査で把握されてきましたが、5歳未満の子供については把握されていませんでした。このため、地域別の将来人口の推計をより正確に行うことに資するよう、平成22年国勢調査においては、5歳未満の子供については出生地を把握することとし、推計の基礎データとして必要な統計を提供することとしています。

2 利用者ニーズを踏まえた調査結果の公表・提供

(ニーズに対応した集計内容の充実)

現在、我が国は、世界に類を見ない高齢化の急速な進展、生産年齢人口の

減少、就業構造の多様化による産業・職業の就業構造の変化、都市圏への人口集中と地方圏からの人口流出の進行による地域人口の不均衡など、我が国の人口構造の変化に伴う諸問題が顕在化しています。このような変化に対応した国や地方公共団体の各種の行政施策を策定・推進・評価するため、平成22年国勢調査においては、従来にも増してニーズに対応した多様で使いやすい統計を提供する必要があります。

このため、平成22年国勢調査では、産業構造の変化や就業形態の多様化の実態を明らかにする観点から、調査項目のうち「従業上の地位」を変更することにより、雇用者を正規・非正規の別に把握した統計を提供します。また、高齢化社会の進行に伴い高齢者の実態をよりの確に把握するために、高齢者についての年齢各歳別人口の詳細集計、労働力状態の詳細集計、人口移動の年齢各歳別集計の充実など、その集計内容の充実を図ることとしています。さらに、「平成の市町村大合併」に伴って市町村が広域化しており、過去の統計との比較が難しくなっていることから、平成12年国勢調査時点の旧市町村の境域による集計を行うこととしています。

（ＩＣＴを活用した提供の促進）

近年、統計の利用者の範囲が拡大するとともに、より多様なデータを使いやすい形で利用したいという要望が高まっています。このような要望に応えるためには、インターネットなどＩＣＴを最大限に活用した統計の公表・提供を進めていくことが必要です。

総務省統計局では、平成20年4月から政府統計の総合ポータルサイトである政府統計共同利用システム(e-Stat)を運用しており、総務省統計局の統計は、原則としてすべてこのシステムにより提供し、多くの人々の利用に供しています。平成22年国勢調査の結果提供に当たっても、この取組を更に進め、より利用しやすい形で統計提供の充実を図っていきます。平成17年国勢調査及びそれ以前の結果については、データの収録形式や統計表の様式等が必ずしもパソコン等で処理しやすい形となっていまいませんでしたが、平成22年国勢調査においては、これを改善し、より利用しやすく探しやすいものとします。

なお、平成21年4月から施行された統計法には、統計調査の実施機関の集計・公表した結果以外の統計表の利用を希望する研究者に対して、オーダーメイド集計を利用することができる規定が設けられています。国勢調査についても、このサービスを開始することとしており、平成21年度には、平成17年国勢調査について、抽出詳細集計に使用した標本抽出後のデータを用いてこれに対応することとしています。

諸外国における調査項目

国連では、「人口・住宅センサスのための原則と勧告」により、加盟各国に、少なくとも10年に一度国勢調査を実施するように勧告しています。この勧告では、国勢調査の調査項目を具体的に列挙し、例えば、性別、年齢、配偶関係、産業や職業は「中核的な調査項目」として、各国の実情に応じて調査するよう勧めています。また、言語、民族や労働時間などは、「追加的な調査項目」として必要に応じて調査するよう勧告しています。

諸外国でも、国勢調査の調査項目は我が国と同様の検討を経て選定されています。ここでは、例として、アメリカとイギリスの国勢調査の調査項目を紹介します。

【アメリカの国勢調査の調査項目】

アメリカの国勢調査は、最近では2000年4月1日現在で実施されました。調査票は、基本的項目のみに回答してもらうショートフォーム（全住戸の約83%に配布）と、より詳細な項目にも回答してもらうロングフォーム（無作為抽出された全住戸の約17%に配布。）の2種類があります。それぞれの調査票に含まれる調査項目は、次のとおりです。

(1) ショートフォーム（7項目）

人口に関する項目：氏名、性別、年齢、続柄、ヒスパニック系か否か、人種
住宅に関する項目：住居の種類（持家か借家かの別）

(2) ロングフォーム（53項目：ショートフォーム7項目に加え、46項目を記入）

人口に関する項目：配偶関係、出生地、市民権、入国年、教育 - 入学の有無と最終学歴、民族、5年前の住居（移動）、家庭での会話言語、軍歴、心身障害、要介護祖父母、就業状態、就業場所と交通手段、昨年の従業上の地位、産業・職業と労働者分類、（昨年の）収入

住宅に関する項目：建物内の単位、部屋数、寝室数、給水・台所設備、建築年、入居年、暖房の燃料、電話、車両数、農家、家屋の価値、家賃月額、避難所コスト

2010年国勢調査では、調査票はショートフォームのみとし、これまでロングフォームから作成していた統計は、別途実施する「アメリカ共同体調査」（標本調査）から作成される予定です。

【イギリスの国勢調査の調査項目】

イギリスの国勢調査は、最近では2001年4月29日現在で実施されました。調査項目は40項目で、次のとおりです。なお、「*」が付された調査項目は、2001年の国勢調査で新規に採用されたものです。

人口に関する項目：氏名、性別、出生の年月、婚姻の状態、続柄、1年前の常住所、在学中の住所

文化に関する項目：出生国、民族グループ、ウェールズ語（ウェールズのみ）、宗教*（任意記入）

健康に関する項目：健康状態*、無償のケアの提供時間*、長期療養

教育に関する項目：在学状況、教育・職業上の資格、専門的資格

労働に関する項目：労働力の状態、失業期間、仕事や訓練の有無*、勤め・自営の別、職場の就業者数*、仕事の名称、仕事の内容、管理的地位*、産業、事業主名、週労働時間

交通に関する項目：自家用車の数、就業先の住所、交通手段

住居に関する項目：住居の種類、各戸独立か、部屋数、設備（バス、シャワー、トイレ）（最下）階数*、セントラル・ヒーティングの有無、住居の所有関係、家主の種類、社会施設への居住

3 調査結果の公表・提供の早期化

国勢調査は、我が国に居住する約1億2700万人すべてを対象とするものであり、これら膨大な調査票を集計するには多くの時間と労力が必要となります。このため、集計は、優先度の高い統計から順に、速報集計、基本集計、抽出詳細集計など幾つかの段階に分けて行い、順次その結果を公表しています。諸外国の国勢調査でも同様の事情があるため、このような段階的な方法で集計・公表されています。

平成17年国勢調査では、最初の速報結果として、調査から約2か月後の平成17年12月末に「要計表による人口集計結果」(速報人口)を公表しました。これは、全国の市区町村別に人口及び世帯数を集計したものであり、この公表時期は、諸外国における最初の結果公表時期と比較して極めて早いものとなっています。

平成22年国勢調査では、調査票の郵送提出方式など新しい調査方法の導入に伴い、調査票のフォローアップ回収・督促や、回収した調査票の整理などに従来よりも時間を要することが想定されるため、速報人口の公表時期は従来よりも遅くせざるを得ず、翌23年の1月又は2月に変更する予定です。しかし、その他の集計については、各方面からの集計結果の早期公表の要請に応えるため、原則として従来よりも公表時期が遅くならないように努め、すべての集計の最終的な完了時期は、従来よりも2か月程度早めることを目標に集計計画を検討しています。また、都道府県間の人口移動集計や詳細な世帯構造集計などの公表については、従来よりも早期化を図る方向で検討しています。

国勢調査の結果の公表時期 ～ 諸外国と比較して

人口規模が大きい我が国の国勢調査の集計・公表のスケジュールを諸外国と比較すると、諸外国に比べさほど遜色はなく、むしろ諸外国よりも早く公表されている集計が見られます。

国勢調査では、我が国の全人口を調査するため、調査票の枚数やその集計の業務は膨大なものとなり、結果の集計には多くの時間と労力が必要となります。このため、作成する統計に優先順位をつけ、速報集計、基本集計、抽出詳細集計など数段階に分けて集計を行い、順次結果を公表しています。諸外国の国勢調査でも、集計はこのような段階的な形で実施しています。

平成17年国勢調査では、その最初の結果として、調査から約2か月後に速報集計結果の一つである「要計表による人口集計結果」を公表しました。この公表時期は、諸外国における最初の結果公表時期と比較しても極めて早いものとなっています。(次表参照)

最初の結果の公表に続いて、抽出速報結果、人口・世帯の確定数や産業・職業に関する結果など、数次にわたって集計・公表を行っています。最後の公表は、産業や職業等に関する詳細な集計結果ですが、これは調査の実施から約3年2か月後までに行っており、おおむね諸外国と同様の期間となっています。

表 諸外国における直近の国勢調査の主な公表時期

国 名	調査実施時期	人口規模	最初の公表時期	最初の公表時期までの期間	最終の公表時期	最終の公表時期までの期間
アメリカ	2000年4月1日	2億8142万2千人	2000年12月	8か月	2004年4月	4年
イギリス(イングランド及びウェールズ)	2001年4月29日	5204万2千人	2002年9月	1年5か月	2004年12月	3年8か月
カナダ	2006年5月16日	3161万3千人	2007年3月	10か月	2008年5月	2年
オーストラリア	2006年8月8日	1985万5千人	2007年6月	10か月	2008年2月	1年6か月
日本	2005年10月1日	1億2776万8千人	2005年12月	2か月	2008年12月	3年2か月
注:人口規模は各国の国勢調査結果による。						

第5 調査の実施環境の整備

国勢調査を正確かつ円滑に行う上で、多くの人から調査の理解と協力を得ることは不可欠であり、国勢調査の重要性についてできる限り多くの人に周知を図ることが重要です。平成21年4月から全面施行された統計法の法案の採決の際には、衆議院及び参議院において、国勢調査について附帯決議が付されました。衆議院総務委員会では、「国勢調査については、引き続き精度の高いデータが得られるよう、国民意識や社会経済情勢の変化、情報通信関連技術の進展等を踏まえ、調査方法の検討を進めるとともに、国勢調査の目的及び重要性について国民への周知を徹底すること」との附帯決議が付されました。また、参議院総務委員会でも、同様の附帯決議が付されました。

これまで、国勢調査の広報活動は調査日の比較的近い時期に集中して実施してきたため、国勢調査についての理解が十分浸透していないのではないかと指摘されてきました。また、広報の訴求内容としては調査実施の周知が中心となり、調査の意義、調査項目の必要性や報告の義務などについて、十分理解が得られていないのではないかと指摘されてきました。

これらを踏まえ、平成22年国勢調査においては、全国規模での周知・広報の強化、特に全国ネットのテレビ、新聞(全国紙)を用いた周知・広報

を強化することとしています。さらに、地方におけるネットワークを活用した地域密着型の周知の拡充などとともに、幅広く調査に関係する方々を通じて、国勢調査の意義・役割などについて広く周知を図るよう努めることとしています。

1 個人情報保護と報告義務に関する周知

(個人情報保護が厳格に保護されていることの周知)

平成17年4月に「個人情報の保護に関する法律」(以下「個人情報保護法」という。)及び「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」(以下「行政機関個人情報保護法」という。)が施行されて間もないこともあり、平成17年国勢調査においても、個人情報の提供を拒むことができるといった誤解や、調査票の記入や提出に難色を示すケースが一部で見られました。

個人情報保護法は、個人情報保護法制の中で官民を通じた基本理念について定められています。また、民間部門に対する個人情報保護の取扱いのルールについても定められています。一方、公的部門に対する個人情報の取扱いのルールについては、原則として、行政機関個人情報保護法などで定められています。なお、個別の法律で個人情報保護のより適切な取扱いが定められている場合は、個別の法律で個人情報を保護することとなっています。

国勢調査などの統計調査により集められた個人情報については、統計法によって、個人情報の保護の仕組みが従来から講じられています。このため、国勢調査などの統計調査においては、個人情報保護法の基本理念を踏まえ、行政機関個人情報保護法ではなく、統計法によって厳格な個人情報の保護措置が講じられています。

このような状況を踏まえ、統計法において、厳格な個人情報の保護措置が講じられていることなど、国勢調査における個人情報の保護についての正確な理解の促進を広報の重点事項として、今後、広報媒体や広報内容などを具体的に検討することとしています。

(個人情報保護法と情報提供との関係についての周知)

国勢調査では、アパートやマンションなどに居住する世帯が昼夜を問わず不在のため、再三訪問しても調査員が世帯と接触できない場合があります。このような場合には、統計法に基づき、調査員が管理人などに、その世帯の居住の有無の確認、居住する世帯員の数などを聴取することなどに対する協力の要請を行うことがあります。平成17年国勢調査では、個人情報の提供を拒むことができると誤解される事例が一部で見られました。

個人情報保護法では、民間の個人情報取扱事業者は、原則として、あらかじめ本人の同意を得ないで個人データを第三者に提供してはならないとされ

ていますが、例外として「法令に基づく場合」などは提供することが認められています(個人情報保護法第23条第1項)。統計法第30条に基づく協力要請があった場合は、この「法令に基づく場合」に該当しますので、個人情報を提供することが認められています。

このように、統計法に基づき、アパートやマンションの管理人等が協力を要請された場合は、個人情報保護法違反にはならず情報提供が認められていることについて、関係者の十分な理解を得ることができるよう具体的な方策を今後検討することとしています。

(報告義務の周知)

国勢調査は、正確で信頼される調査結果を得ることが不可欠であるため、世帯には、ありのままの事実を正確に回答していただくことが必要です。仮に、正確な回答が得られなかった場合、統計は不正確なものとなり、その結果、国や地方公共団体が誤った行政施策を推進したり、事業者や国民が間違った意思決定を行うおそれがあります。

このため、統計法では、国勢調査などの基幹統計調査について、調査対象者が事実をありのままに安心して回答することができるよう、調査員等の統計調査に携わる者に対して、厳格な守秘義務を課しており、また、個人又は法人その他の団体に対しての報告義務と、報告を拒んだりした場合の罰則が規定されています。

しかし、平成22年国勢調査の第2次試験調査の世帯アンケートにおいて、「調査票に記入して提出することが法律で義務付けられている」ことについて調査した結果、このことを「知らない」と回答した世帯は約54%に上りました。その中でも若年層での割合は更に高くなっています。

このことから、国勢調査の実施においては、統計法によって個人情報が厳格に保護されており、また、すべての人に報告義務があるということについて、今後の広報の重点事項として多くの方々に十分な理解を得るよう努める必要があります。そのための広報などの具体的な方策については、今後更に検討することとしています。

統計法の報告義務と罰則規定

統計法（抄）

（報告義務）

第13条 行政機関の長は、第9条第1項の承認に基づいて基幹統計調査を行う場合には、基幹統計の作成のために必要な事項について、個人又は法人その他の団体に対し報告を求めることができる。

2 前項の規定により報告を求められた者は、これを拒み、又は虚偽の報告をしてはならない。

(罰則)

第61条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

一 第13条の規定に違反して、基幹統計調査の報告を拒み、又は虚偽の報告をした者

(略)

2 調査員の確保対策

国勢調査では、調査の漏れ・重複を防止する観点から、調査員の担当区域を明確にし、調査員を円滑に配置する目的で、全国の地域を区画して調査区を設定しています。平成17年国勢調査では、全国で約98万の調査区を設定し、約9万人の指導員と約83万人の調査員を配置しました。調査員は、調査票の配布及び回収の期間（それぞれ約10日間）に世帯を訪問して実地調査を行う業務量を勘案し、原則として一人で1調査区又は2調査区を担当することとしています。

調査員は、これまで、自治会等からの推薦（全体の6割）のほか、公募の応募者、登録調査員、市町村職員OB等が任命されています。

しかし、近年は、都市部を中心に自治会等の地域コミュニティ機能の低下、調査活動の困難化などに伴う調査員の事務負担の増加などのため、各市町村とも調査員や指導員の確保に苦労しているのが実情です。

特に、調査の第一線で活躍する調査員の確保は、国勢調査を行う上での必須条件であることから、そのための対策は、調査方法と同様に重要な課題です。

(調査員事務の負担軽減)

平成22年国勢調査では、調査員の確保がより円滑に行えるよう、調査員の事務負担を従来よりも軽減する方向で検討しています。具体的には、これまで調査員が作成してきた調査区要図について、調査区の境域や住宅の形状を事前に調査区要図に印刷する方式(プレプリント方式)の可能な市町村における推進のほか、調査票の封入提出方式の全面導入や郵送提出方式の導入に伴う調査票の回収後の確認の廃止などにより、調査員の事務負担の軽減を図ることとしました。

(調査員の適正配置)

従来、1調査員の担当調査区数は、1調査区又は2調査区としていましたが、調査票の封入提出方式の全面導入や郵送提出方式の導入に伴う回収後の

確認の廃止等により、調査員による調査票の回収の負担の軽減が期待されることから、調査員が複数調査区を担当することを進め、確保すべき調査員の数を全体として縮減することとします。その一方で、1調査区の面積の広大な地域やワンルームマンションなど単身者が居住する住宅の多い地域などにおいては、調査活動の負担が大きくなりがちなことから、1調査区に対して1調査員を配置することとします。

(共同住宅における調査員確保)

平成17年国勢調査では、オートロックマンションやワンルームマンションなどの共同住宅において、調査員が世帯と接触できず、また、接触できても協力を得ることが困難な事例が見られた一方、マンションの管理人などを調査員として任命し、調査を円滑に実施できたとの報告も受けています。

このため、平成22年国勢調査では、市町村においてマンションの管理人などの共同住宅関係者の協力により調査員の確保が円滑に進められるよう、環境の整備を行います。

3 国勢調査実施本部の設置と庁内協力体制の整備

国勢調査は、我が国の統計調査の中でも最も大規模な調査です。国では、関係各府省の協力を得るとともに、実施部局と省内関係部局との連携強化を図り、地方公共団体における実施体制の整備を早期に支援するため、本調査の実施1年前となる本年10月に「平成22年国勢調査実施本部」を設置します。

地方公共団体においても、これまでも国勢調査実施本部を設置するなどして調査の実施・協力体制を整備してきました。しかし、地方公共団体における行財政改革の推進や市町村合併の進展に伴う統計担当職員の削減の中で、調査員及び指導員の選考・配置から調査書類の審査・提出に至る一連の調査事務を円滑に遂行し、所期の目的を達成するためには、総務・住宅・福祉・国際・教育など多岐にわたる関係部局等の協力を得て、庁内の体制整備を図ることがこれまで以上に重要となっています。

平成22年国勢調査では、調査を取り巻く環境も大きく変化する中で、調査方法の変更や実施環境の整備などに対応するため、都道府県・市町村を通じた実施体制の整備が従来にも増して重要となってきます。このため、地方公共団体では、調査の第一線となる調査員・指導員・市町村の調査事務に支障を来たすことのないよう綿密な事務計画を策定し、庁内関係部局の協力・支援と密接な連携体制を確保するため、国勢調査実施本部の早期設置とその組織の編成が重要となり、国としてもこれを積極的に支援します。

4 国勢調査協力者会議の開催

平成17年国勢調査では、オートロックマンション、ワンルームマンション等の増加から、調査員が世帯と接触することが困難な事例が増加しました。また、ふだん不在がちな若年単身者や日本語での意思疎通のできない外国人も増加しており、調査活動は従来にも増して困難となってきました。

このような状況の下では、これらの方々の事情を熟知している関係者の方々から助言や助力を得ることにより、調査活動を円滑に行い、漏れなく正確な調査結果を得ることが可能となると期待されます。

このため、平成22年国勢調査に向けて、マンション関係、外国人関係、大学・教育関係など、調査実施上の対応が必要となる関係各団体の参加を得て、平成19年10月から「平成22年国勢調査関係者会議」を開催してきました。同会議では、参加の関係各団体に対して平成22年国勢調査の実施に向けての検討状況を情報提供し、関係各団体との相互理解の促進を図ってきました。

平成22年国勢調査の実施1年前となる本年10月には、「平成22年国勢調査実施本部」の設置と併せて、マンション関係、外国人関係、大学・教育関係の関係各団体に加え、経済界・企業関係、報道関係など幅広い分野の関係各団体との連携・協力を図るため、新たに「平成22年国勢調査全国協力者会議(仮称)」(以下「全国協力者会議」という。)を開催し、国勢調査の広報・協力依頼を具体的に推進することとしています。

また、このような取組が地方公共団体においても実施することができれば、調査の第一線で活躍する調査員や指導員の活動しやすい環境を整備する上で大きく役立つものと期待されます。

地方公共団体においても、国の全国協力者会議と連携して、同様の取組を進め、国勢調査の広報・協力依頼を具体的に推進することができるよう、国では、全国協力者会議の参加団体に関する地方組織等の情報提供など、必要な助言・支援等を行うこととしています。

おわりに

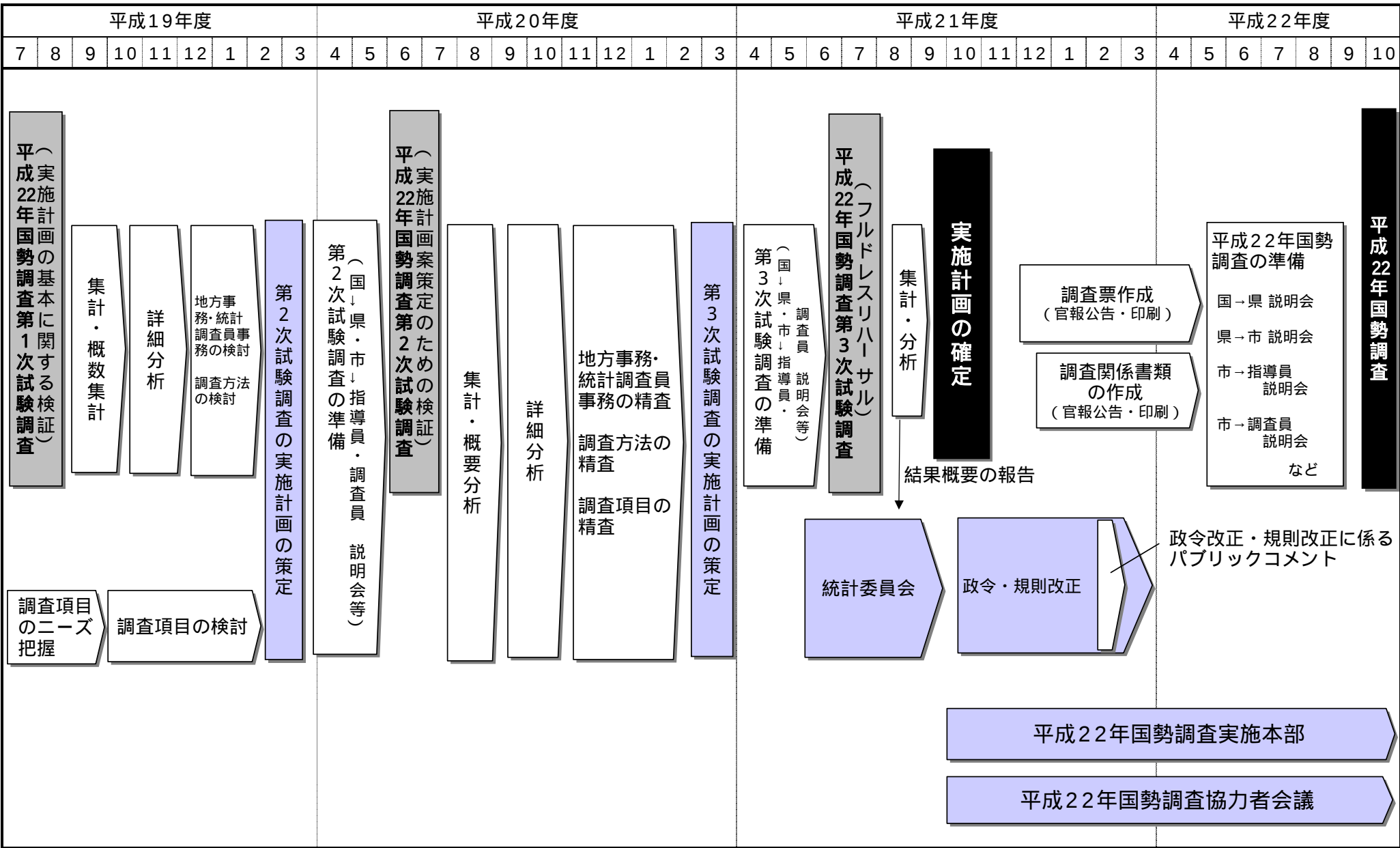
平成22年国勢調査の実施を1年半後に控え、今後は、本報告の内容を基本として、調査方法等を更に具体化し、鋭意準備を進める必要があります。国勢調査は、我が国に居住するすべての人を対象とする我が国最大の統計調査であり、調査員を始め調査に携わる関係者は約100万人にも及び、調査に必要な調査票などの調査書類や調査用品も膨大な量となります。このため、国勢調査に必要な調査書類や調査用品の調達、地方公共団体に対する業務説明・連絡などに関しては、その一部を平成21年度のうちに開始するなど、準備作業を早期かつ計画的に進めることが不可欠です。

今後の予定については、本年6月に本調査を想定した第3次試験調査(フ

ルドレスリハーサル)を全都道府県で実施します。また、本年6月には、統計法に基づき、平成22年国勢調査の実施計画案を統計委員会に諮問し、その意見を求めます。同委員会からの答申は9月に得られることを想定しており、それを踏まえて、本年10月には、平成22年国勢調査実施計画を確定します。これと同時に、国勢調査に関係する法令の整備等の準備作業を開始するほか、調査票など調査用品等の調達手続きも開始します。

現段階では、なお結論を得られていない課題もありますが、今後、第3次試験調査の検証結果、地方公共団体との意見交換などを踏まえ、調査への理解と協力が得られ、正確で円滑な調査を実施することができるよう、鋭意検討を重ねてまいります。

平成22年国勢調査の実施に向けたスケジュール



国勢調査の調査項目の変遷（大正9年調査～平成22年調査（案））

[illegible]

昭和４５年 （大規模調査）	昭和５０年 （簡易調査）	昭和５５年 （大規模調査）	昭和６０年 （簡易調査）	平成２年 （大規模調査）	平成７年 （簡易調査）	平成１２年 （大規模調査）	平成１７年 （簡易調査）	平成２２年（案） （大規模調査）
23項目	16項目	22項目	17項目	22項目	17項目	22項目	17項目	20項目
氏名 世帯主との続き柄 男女の別 出生の年月 配偶の関係 国籍	氏名 世帯主との続き柄 男女の別 出生の年月 配偶の関係 国籍	氏名 世帯主との続き柄 男女の別 出生の年月 配偶の関係 国籍	氏名 世帯主との続き柄 男女の別 出生の年月 配偶の関係 国籍	氏名 世帯主との続き柄 男女の別 出生の年月 配偶の関係 国籍	氏名 世帯主との続き柄 男女の別 出生の年月 配偶の関係 国籍	氏名 世帯主との続き柄 男女の別 出生の年月 配偶の関係 国籍	氏名 世帯主との続き柄 男女の別 出生の年月 配偶の関係 国籍	氏名 世帯主との続き柄 男女の別 出生の年月 配偶の関係 国籍
— — 現住居への入居時期 従前の常住地	— — — —	— — 現住居への入居時期 従前の常住地	— — — —	— — — ５年前の住居の所在地	— — — —	— — 現住居での居住期間 ５年前の住居の所在地	— — — —	— — 現住居での居住期間 ５年前の住居の所在地
— — —	— — —	— — —	— — —	— — —	— — —	— — —	— — —	— — —
教育 — 結婚年数 出生児数 就業状態	— — — — 就業状態	教育 — — — — 就業状態	— — — — 就業状態	教育 — — — — 就業状態	— — — — 就業状態	在学，卒業等教育の状況 — — — — 就業状態 就業時間	— — — — 就業状態 就業時間	在学，卒業等教育の状況 — — — — 就業状態 就業時間
従業員上の地位 所属の事業所の名称及び 事業の種類	従業員上の地位 所属の事業所の名称及び 事業の種類	従業員上の地位 所属の事業所の名称及び 事業の種類	従業員上の地位 所属の事業所の名称及び 事業の種類	従業員上の地位 所属の事業所の名称及び 事業の種類	従業員上の地位 所属の事業所の名称及び 事業の種類	従業員上の地位 所属の事業所の名称及び 事業の種類	従業員上の地位 所属の事業所の名称及び 事業の種類	従業員上の地位 所属の事業所の名称及び 事業の種類
仕事の種類 —	仕事の種類 —	仕事の種類 —	仕事の種類 —	仕事の種類 —	仕事の種類 —	仕事の種類 —	仕事の種類 —	仕事の種類 —
従業地又は通学地 利用交通手段 — — — — —	従業地又は通学地 — — — — — —	従業地又は通学地 利用交通手段 — — — — —	従業地又は通学地 — — — — — —	従業地又は通学地 利用交通手段 通勤時間又は通学時間 — — — — —	従業地又は通学地 — — — — — —	従業地又は通学地 利用交通手段 — — — — — —	従業地又は通学地 — — — — — —	従業地又は通学地 利用交通手段 — — — — —
世帯の種類	世帯の種類	世帯の種類	世帯の種類	世帯の種類	世帯の種類	世帯の種類	世帯の種類	世帯の種類
世帯人員 家計の収入の種類 住居の種類	世帯人員 — 住居の種類	世帯人員 家計の収入の種類 住居の種類	世帯人員 — 住居の種類	世帯人員 家計の収入の種類 住居の種類	世帯人員 — 住居の種類	世帯人員 家計の収入の種類 住居の種類	世帯人員 — 住居の種類	世帯人員 — 住居の種類
居室数 居室の豊数 — —	居室数 居室の豊数 — —	居室数 居室の豊数 — 住宅の建て方	居室数 居室の豊数 — 住宅の建て方	居室数 — 住宅の床面積 住宅の建て方	居室数 — 住宅の床面積 住宅の建て方	— — 住宅の床面積 住宅の建て方	— — 住宅の床面積 住宅の建て方	— — 住宅の床面積 住宅の建て方

平成22年国勢調査の集計体系（案）

付 3

集 計 区 分		集 計 内 容	産業 分類	職業 分類	集計 対象	表章地域	全国結果の 公表予定時期 (カッコ内は前回比較)	結果の公表 及び 提供の方法
速 報 集 計	人口等速報集計 (要計表による 人口集計)	人口及び世帯数の早期提供	-	-	全数	全国， 都道府県， 市区町村	平成23年1-2月 (1～2か月遅延)	結果表をインターネット を利用する方法等によ って公表。おって， 報告書を刊行。
	抽出速報集計	全調査事項に係る主要な結果の早期提供	小分類	小分類	約 1/100	全国， 都道府県， 人口20万以上 の市	平成23年 6 月 (前回と同時期)	同 上
基 本 集 計	人口等基本集計 (第 1 次基本集計)	人口，世帯，住居に関する結果及び外国人，高齢者世帯等に関する結果	-	-	全数	全国， 都道府県， 市区町村	平成23年10月 (前回と同時期)	集計が完了した都道府 県から順次，結果表を インターネットを利用 する方法等によって公 表。おって，報告書を 刊行。
	産業等基本集計 (第 2 次基本集計)	人口の労働力状態，就業者の産業別構成に関する結果及び夫婦と子供のいる世帯等に関する結果	大分類	-			平成24年 4 月 (3 か月遅延)	
	職業等基本集計 (第 3 次基本集計)	就業者の職業別構成及び親子の同居等の状況に関する結果	大分類	大分類			平成24年11月 (1 か月早期)	
抽出詳細集計		就業者の産業，職業別構成などに関する詳細な結果	小分類	小分類	抽出	全国， 都道府県， 市区町村	平成25年10月 (2 か月早期)	同 上
従 業 地 ・ 通 学 地 集 計	従業地・通学地による人口・産業等集計	従業地・通学地による人口の基本的構成及び就業者の産業別構成に関する結果	大分類	-	全数	全国， 都道府県， 市区町村	平成24年 6 月 (3 か月遅延)	集計が完了した後，結 果表をインターネット を利用する方法等によ って公表。おって， 報告書を刊行。
	従業地・通学地による職業等集計	従業地による就業者の職業別構成に関する結果	大分類	大分類			平成25年 3 月 (1 か月早期)	
	従業地・通学地による抽出詳細集計	従業地による就業者の産業，職業別構成に関する詳細な結果	中分類	中分類	抽出	全国， 都道府県， 人口10万以上 の市	平成25年10月 (2 か月早期)	
人 口 移 動 集 計	移動人口の男女・年齢等集計	人口の転出入状況に関する結果	-	-	全数	全国， 都道府県， 市区町村	平成24年 1 月 (3 か月早期)	同 上
	移動人口の産業等集計	移動人口の労働力状態，産業別構成及び教育に関する結果	大分類	-		全国， 都道府県， 人口20万以上 の市	平成24年 7 月 (3 か月遅延)	
	移動人口の職業等集計	移動人口の職業別構成に関する結果	-	大分類		全国， 都道府県， 人口20万以上 の市	平成25年 4 月 (2 か月早期)	
小 地 域 集 計	人口等基本集計に関する集計	人口，世帯，住居に関する基本的な事項の結果	-	-	全数	町丁・字等， 基本単位区	該当する基本集計等の公表後，速やかに公表。	集計が完了した都道府 県から順次，結果表を 閲覧に供する方法等 によって公表。
	産業等基本集計に関する集計	人口の労働力状態及び就業者の産業別構成に関する基本的な事項の結果	大分類	-		町丁・字等		
	職業等基本集計に関する集計	就業者の職業別構成等の状況に関する基本的な事項の結果	-	大分類				
	従業地・通学地による人口・産業等集計に関する集計	常住地による従業地・通学地に関する基本的な事項の結果	-	-				
	移動人口の男女・年齢等集計に関する集計	5 年前の常住地に関する基本的な事項の結果	-	-				
特別集計		基本集計等公表後の新たなニーズ等に対応して、追加集計を行う。				-	-	

- 1) 「産業分類」及び「職業分類」欄は，該当する分類を用いた集計結果があることを示す。
- 2) 「表章地域」欄は，該当集計区分で集計する地域を表しているが，すべての統計表がその地域まで集計されるわけではない。

平成22年国勢調査の実施に向けた検討の方法

○ 次のような各種の会議を開催し、平成22年国勢調査の実施に向けた検討を行っています。

会 議 名	期 間	出 席 者
平成22年国勢調査の企画に関する検討会	平成18年 11月～ (11回)	座長 堀部 政男 (一橋大学名誉教授) 阿藤 誠 (早稲田大学人間科学学術院特任教授) 井出 満 (元大阪産業大学経済学部教授) 田中 里沙 (株式会社宣伝会議「宣伝会議」編集長) 廣松 毅 (情報セキュリティ大学院大学情報セキュリティ研究科教授 同セキュアシステム研究所長)
平成22年国勢調査関係者会議	平成19年 10月～ (3回)	(マンション関係) 日本賃貸住宅管理協会、マンション管理センター、高層住宅管理業協会、全国住宅供給公社等連合会、全国宅地建物取引業協会連合会、全国賃貸住宅経営協会、全日本不動産協会、日本住宅建設産業協会、不動産協会、不動産流通経営協会、都市再生機構 (外国人関係) アジア福祉教育財団難民事業本部、在日外国人情報センター、日本学生支援機構、日本語教育振興協会、留学生支援企業協力推進協会、外国人集住都市会議 (大学・専修学校関係) 国立大学協会、公立大学協会、日本私立大学協会、日本私立大学振興協会、日本私立大学連盟、日本私立短期大学協会、全国専修学校各種学校総連合会 (教育関係) 全国連合小学校長会、日本私立小学校連合会、全日本中学校長会、日本私立中学高等学校連合会、全国高等学校長協会、日本PTA全国協議会、全国都道府県教育委員会連合会
平成22年国勢調査各府省連絡会議	平成20年 6月～ (2回)	各府省
国勢統計実務検討会	平成19年 5月～ (10回)	ブロック幹事県等都道府県(19県)、政令指定都市(17市)